

令和8年8月6日

長野地方最低賃金審議会
会長 山本 恭子 殿

長野地方最低賃金審議会
長野県最低賃金専門部会
部会長 山本 恭子

長野県最低賃金の改正決定に関する報告書

当専門部会は、令和8年7月3日付け長野地方最低賃金審議会に付託された長野県最低賃金の改正決定について、慎重に調査審議を重ねた結果、労使の意見がまとまらず、別紙3の公益委員見解を基に別紙1のと通りの結論に達したので報告する。

また、別紙2のとおり令和8年7月28日付け中央最低賃金審議会の「令和8年度地域別最低賃金額改定の目安について（答申）」の考え方に基づき最新のデータにより比較したところ、令和6年10月1日発効の長野県最低賃金（時間額998円）は令和6年度の長野県の生活保護水準を下回っていなかったことを申し添える。

さらに、当専門部会の総意として、別紙4のとおり、政府に対して、強く要望する。

なお、本件の審議に当たった専門部会の委員は下記のとおりである。

記

公益代表委員	昆 万佑子
	広瀬 純夫
	山本 恭子
労働者代表委員	風間 拓也
	齋藤 政彦
	竹村 進
使用者代表委員	聲山 典生
	鈴木 幸一
	中村 正人

長野県最低賃金

1 適用する地域

長野県の区域

2 適用する使用者

前号の地域内で事業を営む使用者

3 適用する労働者

前号の使用者に使用される労働者

4 前号の労働者に係る最低賃金額

1 時間1,117円

5 この最低賃金において賃金に算入しないもの

精皆勤手当、通勤手当及び家族手当

6 効力発生の日

令和 8 年10月 2 日

長野県最低賃金と生活保護との比較について

1 地域別最低賃金

- (1) 件 名 長野県最低賃金
- (2) 最低賃金額 時間額 998円
- (3) 発 効 日 令和6年10月1日

2 生活保護水準

- (1) 比較対象者
18～19歳・単身世帯者
- (2) 対象年度
令和6年度
- (3) 生活保護水準（令和6年度）
生活扶助基準（第1類費＋第2類費＋期末一時扶助費）の長野県内人口
加重平均に住宅扶助の実績値を加えた金額（96,335円）

3 生活保護に係る施策との整合性について

上記1の（2）に掲げる金額の1箇月換算額（注）と上記2の（3）に掲げる金額とを比較すると長野県最低賃金の下回っているとは認められなかった。

（注）1箇月換算額

$$998\text{円（長野県最低賃金）} \times 173.8 \text{（一箇月平均法定労働時間数）} \\ \times 0.824 \text{（※可処分所得の総所得に対する比率）} = 142,925\text{円}$$

※令和8年7月10日開催の中央最低賃金審議会第2回目安に関する小委員会配布

資料で示された比率

長野県最低賃金の改正決定に関する公益委員見解

- 1 長野県の経済情勢は、日銀松本支店が7月1日に発表した企業短期経済観測調査によると、業況判断D.I.（全産業）はプラス10で企業の業況感は「横ばいとなっている。」としている。また、財務省関東財務局が4月22日に発表した管内経済情勢報告によると、長野県の総括判断は「県内経済は、持ち直している」としており、一般社団法人長野経済研究所が7月17日に発表した最近の長野県経済の動向（月例調査）によると、長野県内景気は「生産面を中心に底入れの兆しがみられる」としている。一方、6月2日に長野県産業労働部産業政策課が発表した中東情勢等を踏まえた県内事業者への影響に関するアンケート（速報）概要によると、中東情勢悪化による事業活動への影響（企業形態別）として、全業種では「大きく・少し影響を受けている（69.3%）」、「今後影響を受ける可能性がある（18.3%）」としている。

県庁所在地たる長野市の消費者物価は、長野県企画振興部総合政策課統計室統計第二係が7月24日に発表した長野市の消費者物価指数—2020年基準—によると、「総合指数は、2020年（令和2年）を100として114.9となり、前月比は同水準でした。また、前年同月比は1.5%上昇し、58か月連続で前年同月を上回りました。」としている。

賃金改定状況調査結果第4表①「一般労働者及びパートタイム労働者の賃金上昇率」の令和8年のBランクの賃金上昇率は3.4%と、令和7年の2.9%から0.5ポイント上昇している。また、長野県労働雇用課調査情報係が7月24日に発表した令和8年春季賃上げ要求・妥結状況調査結果（最終報）によると、「平均妥結額は11,445円で、前年同期と比べ金額で1,025円増加し、平均賃上率は4.08%で、前年同期を0.25ポイント上回りました。」としている。

雇用情勢としては、直近の令和8年6月の有効求人倍率（季節調整値）は1.28倍（全国15位）となっており、「雇用情勢は、堅調に推移している。ただし、物価上昇・中東情勢等が雇用に与える影響を注視する必要がある。」としている。

- 2 こうした経済情勢等を踏まえ、今年度の長野県最低賃金額改定に際し、当審議会に提出された各種統計資料及び労使双方の具体的な主張を鑑みれば、労使双方が最終的に提示した改定額には隔たりがあったものの、それぞれの

考え方は十分理解できるものである

- 3 本部会として最終的に取りまとめに向けて検討すると、今年度の中央最低賃金審議会の目安は、最低賃金法第9条第2項の3要素に留意し、「日本成長戦略」及び「経済財政運営と改革の基本方針2026」を参酌した上で、地域間格差への配慮等、諸般の事情を総合的に勘案し取りまとめたものであり、当審議会としても尊重すべきものとする。
- 4 今年度の引上げ額の目安は、Aランクで54円、Bランク・Cランクで56円となり、これは、時間額表示となった平成14年度以降で2番目に高いものであり、改定に際しては県内企業の経営状況等も考慮する必要がある。
- 5 本部会としては、中央最低賃金審議会の目安に関する考え方を基準とし、県内企業の経営状況や県内事業者の賃金支払能力等を踏まえつつも、消費者物価指数など労働者の生計費、春季賃上げ妥結状況における賃金上昇率など賃金、国内企業物価指数など通常の賃金支払能力等を総合的に勘案し、1,117円で改定すべきものとする。
- 6 発効日については、最低賃金制度の趣旨に鑑みつつ、法定発効の令和8年10月2日とすべきものとする。
- 7 以上のことから公益委員としては、現行の長野県最低賃金の時間額1,061円を56円引上げて「1,117円」とし、発効日は法定発効の令和8年10月2日とするのが相当であることを見解として提示する。

公益委員としては、労使双方とも公益委員見解を尊重し、全会一致での結審を期待する。
- 8 なお、当部会として、別紙のとおり、政府に対して、強く要望する。

長野県最低賃金専門部会の政府に対する要望について

- 1 中小企業・小規模事業者の労務費・原材料費・エネルギーコスト上昇分の適切な価格転嫁を実現するため、所管省庁は、令和8年1月から施行された取適法・振興法を着実に執行するため、執行体制強化と周知徹底を行うこと。また、宿泊業や飲食業などB to C事業では相対的に価格転嫁率が低いといった課題があるため、消費者に対して転嫁に理解を求めていくこと。
- 2 中小企業・小規模事業者の賃上げ実現に向けて、可能な限り多くの企業が各種の助成金等を受給し、賃上げを実現できるように、政府の掲げる生産性向上等への支援や経営支援の一層の強化を行うこと。特に、事業場内で最も低い時間給を一定以上引き上げ、生産性向上に取り組んだ場合に支給される業務改善助成金については、最低賃金引上げの影響を強く受ける中小企業・小規模事業者がしっかりと活用できるよう充実するとともに、具体的事例も活用した周知等の徹底を行うこと。また、申請から実際に支給されるまで、複雑な手続と煩雑な書類の提出などのため、中小企業・小規模事業者が申請を断念されることのないよう、申請手続等の簡略化や申請期間等の十分な確保を図ること。
- 3 労働者がいわゆる「年収の壁」を意識せず働くことができるよう「年収の壁・支援パッケージ」の活用促進と制度の充実を図ること。また、昨年7月に拡充したキャリアアップ助成金による事業主への支援や、今年4月から開始した被扶養者の新たな認定方法の取扱いの円滑な実施に取り組むこと。
- 4 地方における最低賃金審議会及び専門部会に関し、十分な調査審議の日程、時間の確保や発効日を考慮し、地域別最低賃金改定の目安についての地方に示す日程、いわゆる中央最低賃金審議会の答申の日程を早めること。また、引き続き、法定3要素に係る都道府県別データの充実等に関し、地方最低賃金審議会を援助していくこと。

長野県最低賃金専門部会総意の政府に対する要望について

- 1 中小企業・小規模事業者の労務費・原材料費・エネルギーコスト上昇分の適切な価格転嫁を実現するため、所管省庁は、令和8年1月から施行された取適法・振興法を着実に執行するため、執行体制強化と周知徹底を行うこと。また、宿泊業や飲食業などB to C事業では相対的に価格転嫁率が低いといった課題があるため、消費者に対して転嫁に理解を求めていくこと。
- 2 中小企業・小規模事業者の賃上げ実現に向けて、可能な限り多くの企業が各種の助成金等を受給し、賃上げを実現できるように、政府の掲げる生産性向上等への支援や経営支援の一層の強化を行うこと。特に、事業場内で最も低い時間給を一定以上引き上げ、生産性向上に取り組んだ場合に支給される業務改善助成金については、最低賃金引上げの影響を強く受ける中小企業・小規模事業者がしっかりと活用できるよう充実するとともに、具体的事例も活用した周知等の徹底を行うこと。また、申請から実際に支給されるまで、複雑な手続と煩雑な書類の提出などのため、中小企業・小規模事業者が申請を断念されることのないよう、申請手続等の簡略化や申請期間等の十分な確保を図ること。
- 3 労働者がいわゆる「年収の壁」を意識せず働くことができるよう「年収の壁・支援パッケージ」の活用促進と制度の充実を図ること。また、昨年7月に拡充したキャリアアップ助成金による事業主への支援や、今年4月から開始した被扶養者の新たな認定方法の取扱いの円滑な実施に取り組むこと。
- 4 地方における最低賃金審議会及び専門部会に関し、十分な調査審議の日程、時間の確保や発効日を考慮し、地域別最低賃金改定の目安についての地方に示す日程、いわゆる中央最低賃金審議会の答申の日程を早めること。また、引き続き、法定3要素に係る都道府県別データの充実等に関し、地方最低賃金審議会を援助していくこと。

2026年 7月 30日

長野労働局長
木村 聡 殿

長野県長野市県町532-3

長野県計量器・測定器・分析機器・試験機、医療用機械器具・医療用品、
光学機械器具・レンズ、電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、
情報通信機械器具、時計・同部分品、眼鏡製造業最低賃金対策委員会

委員長 山口 正



申 出 書

最低賃金法第15条第1項の規定により、「長野県計量器・測定器・分析機器・試験機、医療用機械器具・医療用品、光学機械器具・レンズ、電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具、時計・同部分品、眼鏡製造業」の最低賃金の改正決定を下記の通り申し出る。

記

1. 申し出る者が代表する基幹的労働者の範囲

長野県において、計量器・測定器・分析機器・試験機、医療用機械器具・医療用品、光学機械器具・レンズ、電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具、時計・同部分品、眼鏡製造業を営む使用者に使用される労働者

産 業 分 類	使用者数	労働者数
E273 計量器・測定器・分析機器・試験機・測量機械器具・理化学機械器具製造業		
E274 医療用機械器具・医療用品製造業		
E275 光学機械器具・レンズ製造業		
E281 電子デバイス製造業		
E282 電子部品製造業		
E283 記録メディア製造業		
E284 電子回路製造業		
E285 ユニット部品製造業		
E289 その他の電子部品・デバイス・電子回路製造業		
E291 発電用・送電用・配電用電気機械器具製造業		
E292 産業用電気機械器具製造業		
E293 民生用電気機械器具製造業		
E294 電球・電気照明器具製造業		
E295 電池製造業		
E296 電子応用装置製造業		
E297 電気計測器製造業		
E299 その他の電気機械器具製造業		
E301 通信機械器具・同関連機械器具製造業		



E302 映像・音響機械器具製造業		
E303 電子計算機・同附属装置製造業		
E323 時計・同部分品製造業		
E3297 眼鏡製造業（枠を含む）		
計	1, 3 2 2	6 7, 2 7 9

※上記労働者数から、適用除外労働者数を差し引いた適用労働者数 5 8, 9 0 7 名

2. 改正の決定を申し出る最低賃金の件名

長野県計量器・測定器・分析機器・試験機、医療用機械器具・医療用品、光学機械器具・レンズ、電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具、時計・同部分品、眼鏡製造業最低賃金

3. 申出の内容

上記 2 の最低賃金の改正の決定を求める。なお、最低賃金額は、最低賃金法第 1 5 条第 2 項に基づく最低賃金審議会の決定による。

4. 申出の理由

- (1) 申出産業は長野県における主要産業であり、生産額・出荷額のみならず、雇用者数のウェイトが高く県内の賃金秩序に与える影響がきわめて大きいこと。
- (2) 申出産業においては、同種の基幹的労働者について、賃金格差が存在する等の事由により、事業の公正競争を確保する観点から、当該最低賃金の適用を受けるべき労働者の概ね 3 分の 1 以上の合意をもって、法定最低賃金（時間額 1, 0 9 5 円）の改正決定を求めるものである。
- (3) 申出産業における最低賃金改正の必要性について、別紙の疎明資料によって明らかにする。

5. 添付書類

- (1) 総括
- (2) 労働協約の写し
- (3) 最低賃金の金額改正を求める決議書
- (4) 申請代表者に対する委任書
- (5) 最低賃金改正の必要性にかかわる疎明資料
- (6) 長野県計量器・測定器・分析機器・試験機、医療用機械器具・医療用品、光学機械器具・レンズ、電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具、時計・同部分品、眼鏡製造業最低賃金対策委員会設置要綱

以 上

<添付書類>

総括

1. 合意の効力の及ぶ長野県における計量器・測定器・分析機器・試験機、医療用機械器具・医療用品、光学機械器具・レンズ、電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具、時計・同部分品、眼鏡製造業の労働者の範囲

総括表

合意のケース	合意の効力の及ぶ範囲	
	組合・事業所数	労働者数
労働協約	20組合	11,592人
機関決定	37組合・事業所	10,107人
個別同意署名	0事業所	0人
合計	57組合・事業所	21,699人

(1) 賃金の最低額に関する協定の適用を受ける労働者の内訳

No.	労働組合名	労働者数
1	KOA労組	1,363人
2	長野FCLコンポーネント労組	208人
3	JVCケンウッド長野労組	131人
4	小諸村田製作所労組	323人
5	アズミ村田製作所労組	377人
6	ルビコン労組	367人
7	山洋電気労組	791人
8	山洋電気テクノサービス労組	590人
9	パナソニックグループ労連パナソニックオートモーティブシステムズ労組松本支部	316人
10	上田日本無線労組	225人
11	新光電気労組	2,472人
12	OKIネクステック労組小諸支部	87人
13	長野日本無線労組	637人
14	富士電機労組松本支部	1,353人
15	帝通労組赤穂支部	98人
16	富士電機メーター労働組合	215人
17	富士電機パワーセミコンダクタ労組飯山支部	134人
18	富士電機パワーセミコンダクタ労組大町支部	221人
19	日本無線労働組合	1,480人
20	OKIネクステック労組OKH支部	204人
計	20組合	11,592人

(2) 改正決定が必要であると決議した労働組合・従業員会の労働者数

No.	労働組合・従業員会名	労働者数
1	矢嶋工業シートメタルBU労組	87人
2	サクラ精機労組	178人
3	TDK労組千曲川支部	90人
4	TDK労組浅間支部	468人
5	シチズン労組ミヨタ支部	435人
6	カワイ精密金属労組	85人
7	カイジョー労組松本支部	34人
8	シチズン労組飯田支部	206人

9	JAM多摩川精機労組	433人
10	JAM天竜丸澤労組	48人
11	ミクナスFE労組	54人
12	大和電機工業労組	299人
13	東京光電諏訪工場労組	4人
14	ホステック労組	22人
15	テクロック労組	2人
16	ミスズ工業労組	100人
17	高島産業労組	184人
18	小松精機工作所労組	235人
19	ライト光機製作所労組	120人
20	セリオテック労組	41人
21	SUWAオプトロニクス労組	34人
22	STG労組	376人
23	諏訪三社電機労組	96人
24	日星工業株式会社長野工場従業員会	39人
25	日星工業株式会社飯田工場従業員会	52人
26	長野計器労組	628人
27	GSユアサ安曇野労組	72人
28	セイコーエプソン労組	4,264人
29	シナノケンシ労組	653人
30	ミマキ電子部品労組	97人
31	長野愛知電機労組	90人
32	ニチコン大野労組安曇野	204人
33	三菱電機労組中津川支部（飯田分室）	100人
34	山洋電気テクノユニオン	84人
35	日通工エレクトロニクス労組	51人
36	ニチコン製箔労組	93人
37	笠原工業労働組合上田支部	49人
計	37組合・事業所	10,107人

(3) 改正決定が必要であると署名した事業所・企業の労働者数

No.	事業所・企業名	労働者数
1		0人
計	0事業所	0人

「長野県計量器・測定器・分析機器・試験機、医療用機械器具・医療用品、光学機械器具・レンズ、電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具、時計・同部分品、眼鏡製造業最低賃金」の改正申出にかかわる疎明資料

長野県計量器・測定器・分析機器・試験機、医療用機械器具・医療用品、光学機械器具・レンズ、電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具、時計・同部分品、眼鏡製造業においては、賃金構造基本統計調査で規模・性間格差が明確になっています。

本業種の公正競争を確保するためにも、基幹労働者に適用される本特定最低賃金を組織労働者の賃上げに見合っ

記

1. 令和7年賃金構造基本統計調査(厚生労働省統計情報部編「賃金センサス」)より推計

(1) 長野県製造業(E)、電子部品・デバイス・電子回路製造業(E28)

		1,000人以上		100~999人		10~99人	
		時間あたり賃金	比率	時間あたり賃金	比率	時間あたり賃金	比率
製造業	男	2,584円	100.0%	1,931円	74.7%	1,833円	70.9%
	女	2,037円	78.8%	1,491円	57.7%	1,363円	52.7%
電子部品・デバイス	男	2,745円	100.0%	2,001円	72.9%	1,753円	63.9%
	男 ~19歳	1,505円	54.8%	1,185円	43.2%	-	-
	男 20~24歳	1,632円	59.5%	1,212円	44.2%	1,043円	38.0%

比率欄の指数は、それぞれの業種規模1000人以上男性の時間あたり賃金を100とした比率
-の表示は労働者が極端に少なく表示するのに適当でないため

2. 2026年春季賃上げ妥結状況

(1) 長野県産業労働部労働雇用課調べ(公表:2026年7月24日・最終報)

	妥結組合数	妥結平均額	賃上率	昨年妥結額	賃上率
電子部品	9	13,373円	4.51%	14,450円	4.92%
電気機器	24	11,914円	4.10%	11,386円	4.09%
全産業	183	11,445円	4.08%	10,420円	3.83%
300人未満	102	9,576円	3.68%	8,683円	3.41%
300人以上	55	13,001円	4.29%	11,775円	4.14%
1000人以上	26	15,486円	4.94%	14,681円	4.61%

(2) 連合長野調べ(2026年7月30日現在、製造業・企業規模別集計)

	組合数	組合平均	組合員数	組合員平均	25年 最終妥結実績
電機・精密	21	12,787円	5,516人	14,667円	11,899円
製造業計	69	13,035円	15,484人	15,338円	11,627円
内300人以上	26	15,313円	11,134人	16,075円	13,897円
内100人以上	26	12,970円	3,669人	13,967円	12,489円
内99人以下	17	9,651円	681人	10,685円	8,681円

長野県計量器・測定器・分析機器・試験機、医療用機械器具・
医療用品、光学機械器具・レンズ、電子部品・デバイス・電
子回路、電気機械器具、情報通信機械器具、時計・同部分品、
眼鏡製造業最低賃金対策委員会設置要綱

1. 本委員会の名称を長野県計量器・測定器・分析機器・試験機、医療用機械器具・医療用品、光学機械器具・レンズ、電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具、時計・同部分品、眼鏡製造業最低賃金対策委員会とします。
2. 本委員会は、長野県における計量器・測定器・分析機器・試験機、医療用機械器具・医療用品、光学機械器具・レンズ、電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具、時計・同部分品、眼鏡製造業の特定最低賃金に関する労働組合の共同の取り組みを行います。
3. 本委員会は本委員会の主旨に賛同する関係産別組織及び関係単位労働組合及び日本労働組合総連合会長野県連合会（略称：連合長野）で構成します。
4. 本委員会の運営は、次の通りとします。
 - (1) 本委員会は、JAM甲信、電機連合長野地協、連合長野の各組織から選出された委員により構成し、運営します。
 - (2) 委員の互選により委員長を選出します。
 - (3) 事務局は、長野市県町532-3県労働会館内「連合長野」に置きます。
 - (4) 費用は発生の都度、分担し賄います。
5. その他必要な事項は、委員会において協議決定します。
6. 本要綱の施行は2002年12月5日とします。

2009年 3月19日 一部改正

2026年 7月 30日

長野労働局長
木村 聡 殿

長野市県町532-3

長野県はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具、自動車・同附属品、船舶製造・修理業、船用機関製造業最低賃金対策委員会
委員長 齋藤 政彦

申 出 書

最低賃金法第15条第1項の規定により、「長野県はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具、自動車・同附属品、船舶製造・修理業、船用機関製造業」の最低賃金の改正決定を下記の通り申し出る。

記

1. 申し出る者が代表する基幹的労働者の範囲

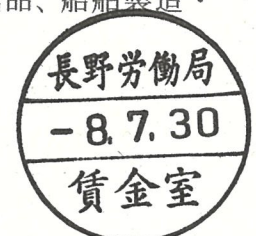
長野県において、はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具、自動車・同附属品、船舶製造・修理業、船用機関製造業を営む使用者に使用される労働者

産 業 分 類	使用者数	労働者数
E252 ポンプ・圧縮機器製造業		
E253 一般産業用機械・装置製造業		
E259 その他のはん用機械・同部分品製造業		
E261 農業用機械製造業（農業用器具を除く）		
E262 建設機械・鉱山機械製造業		
E264 生活関連産業用機械製造業		
E265 基礎素材産業用機械製造業		
E266 金属加工機械製造業		
E267 半導体・フラットパネルディスプレイ製造装置製造業		
E269 その他の生産用機械・同部分品製造業		
E271 事務用機械器具製造業		
E272 サービス用・娯楽用機械器具製造業		
E311 自動車・同附属品製造業		
E313 船舶製造・修理業、船用機関製造業		
計	1, 7 2 8	5 4, 9 0 8

※上記労働者数から、適用除外労働者を差し引いた適用労働者数48,362名

2. 改正の決定を申し出る最低賃金の件名

長野県はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具、自動車・同附属品、船舶製造・修理業、船用機関製造業最低賃金



3. 申出の内容

上記2の最低賃金の改正決定を求める。なお、最低賃金額は、最低賃金法第15条第2項に基づく最低賃金審議会の決定による。

4. 申出の理由

- (1) 申出産業は長野県における主要産業であり、生産額・出荷額のみならず、雇用者数のウェイトが高く県内の賃金秩序に与える影響がきわめて大きいこと。
- (2) 申出産業においては、同種の基幹的労働者について、賃金格差が存在する等の事由により、事業の公正競争を確保する観点から、当該最低賃金の適用を受けるべき労働者の概ね3分の1以上の合意をもって、法定最低賃金（時間額1,105円）の改正決定を求めるものである。
- (3) 申出産業における最低賃金改正の必要性について、別紙の疎明資料によって明らかにする。

5. 添付書類

- (1) 総括
- (2) 労働協約の写し
- (3) 最低賃金の金額改正を求める決議書
- (4) 申請代表者に対する委任書
- (5) 最低賃金改正の必要性にかかわる疎明資料
- (6) 長野県はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具、自動車・同附属品、船舶製造・修理業、船用機関製造業最低賃金対策委員会設置要綱

以 上

<添付書類>

総括

1. 合意の効力の及ぶ長野県における長野県はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具、自動車・同附属品、船舶製造・修理業、船用機関製造業の労働者の範囲

総括表

合意のケース	合意の効力の及ぶ範囲	
	組合・事業所数	労働者数
労働協約	8組合	3,026人
機関決定	51組合・事業所	16,298人
個別同意署名	0事業所	0人
合計	59組合・事業所	19,324人

(1) 賃金の最低額に関する協定の適用を受ける労働者の内訳

No.	労働組合名	適用労働者数
1	T P R 労組	508人
2	日立Astemo労組信越支部 東御ブロック	490人
3	日立Astemo上田労組	413人
4	I H I 回転機械エンジニアリング労組長野支部	213人
5	アート労組	636人
6	デンソーエアクール労組	470人
7	ニデックインスツルメンツ労組伊那支部	224人
8	ニデックインスツルメンツ労組茅野支部	72人
計	8組合	3,026人

(2) 改正決定が必要であると決議した労働組合の組合員数

No.	労働組合名	組合員数
1	都筑製作所労組	341人
2	長野鍛工労組	18人
3	カヤバ労組長野支部	698人
4	松山労組	282人
5	シチズンマシナリーユニオン軽井沢支部	383人
6	ミネベアユニオン軽井沢支部	320人
7	サンコー労組	212人
8	H D S 労組	330人
9	H D S 労組HAD支部	45人
10	南安精工労組	6人
11	チューブフォーミング労組長野支部	12人
12	タカノ労組	453人
13	NTN労組長野支部	149人
14	キッツ労組伊那支部	300人
15	トーハツ労組	266人
16	NTN上伊那製作所労組	225人
17	日進精機労組	27人
18	タカモリ労組	6人
19	マルヤス機械労組	298人
20	エグロ労組	84人
21	キッツ労組メタルワークス支部	192人

22	キッツ労組マイクロフィルター支部	123人
23	キッツ労組茅野支部	333人
24	野村ユニソン労組	240人
25	シントク労組	22人
26	ニデックドライブテクノロジー労働組合上田支部	90人
27	ニデックプレシジョン労組塩尻支部	40人
28	JMITUカネテック支部	131人
29	コガネイ労組駒ヶ根支部	211人
30	ティービーエム労組	105人
31	天竜精機労組	28人
32	ニッパツフレックス労組	173人
33	東洋精機工業労組	114人
34	小松製作所労組	22人
35	長野精工労組	100人
36	三葉製作所労組	88人
37	樫山工業労組	462人
38	セイコーエプソン労組	5, 376人
39	高見沢サイバネティックス労組	144人
40	仁科工業労組	295人
41	IHIターボ労組	354人
42	IHIエアロマニュファクチャリング労組	250人
43	浅間技研労組	135人
44	城南製作所労組	309人
45	日本発条労組伊那支部	1, 359人
46	モモセボデー労組	12人
47	共栄社シバウラ労組	62人
48	鈴木労組	510人
49	横浜ゴム労組長野支部	233人
50	松本鉄工所労組	30人
51	長野電鉄労組	300人
計	51組合・事業所	16, 298人

改正決定が必要であると署名した事業所・企業の労働者数

No.	事業所名	労働者数
1		0人
計	0事業所	0人

「長野県はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具、自動車・同附属品、船舶製造・修理業、船用機関製造業最低賃金」の改正申出にかかわる疎明資料

長野県はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具、自動車・同附属品、船舶製造・修理業、船用機関製造業においては、賃金構造基本統計調査で、規模・性間の格差が明確になっています。

本業種の公正競争を確保するためにも、基幹労働者に適用される本特定最低賃金を組織労働者の賃上げに見合って改正する必要があります。次のとおり資料を提出します。

記

1. 令和7年賃金構造基本統計調査(厚生労働省統計情報部編「賃金センサス」)より推計

(1) 長野県製造業(E)、輸送用機器製造業(E31)

		1,000人以上		100～999人		10～99人	
		時間あたり賃金	比率	時間あたり賃金	比率	時間あたり賃金	比率
製造業	男	2,584円	100.0%	1,931円	74.7%	1,833円	70.9%
	女	2,037円	78.8%	1,491円	57.7%	1,363円	52.7%
輸送用機器	男	—	—	1,851円	100.0%	1,796円	97.0%
	男 20～24歳	—	—	1,103円	59.6%	1,221円	66.0%

比率欄の指数は、業種規模1000人以上男性の時間あたり賃金を100とした比率。尚、輸送用機器については1,000人以上の労働者が極端に少なく、100～999人を100とした比率。

2. 2026年春季賃上げ妥結状況

(1) 長野県産業労働部労働雇用課調べ(公表日:2026年7月24日・最終報)

	妥結組合数	妥結平均額	賃上率	昨年妥結額	賃上率
一般機械	23	11,761円	4.14%	10,283円	3.62%
輸送用機器	16	15,173円	5.07%	13,351円	4.73%
全産業	183	11,445円	4.08%	10,420円	3.83%
300人未満	102	9,576円	3.68%	8,683円	3.41%
300人以上	55	13,001円	4.29%	11,775円	4.14%
1000人以上	26	15,486円	4.94%	14,681円	4.61%

(2) 連合長野調べ(2026年7月30日現在、製造業・企業規模別集計)

	組合数	組合平均	組合員数	組合員平均	24年 最終妥結実績
機械・自動車	24	14,772円	6,676人	17,323円	11,678円
製造業計	69	13,035円	15,484人	15,338円	11,627円
内300人以上	26	15,313円	11,134人	16,075円	13,897円
内100人以上	26	12,970円	3,669人	13,967円	12,489円
内99人以下	17	9,651円	681人	10,685円	8,681円

長野県はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具、
自動車・同附属品、船舶製造・修理業、舶用機関製造業
最低賃金対策委員会設置要綱

1. 本委員会の名称を長野県はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具、自動車・同附属品、船舶製造・修理業、舶用機関製造業最低賃金対策委員会とします。
2. 本委員会は、長野県におけるはん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具、自動車・同附属品、船舶製造・修理業、舶用機関製造業の特定最低賃金に関する労働組合の共同の取り組みを行います。
3. 本委員会は本委員会の主旨に賛同する関係産別組織及び関係単位労働組合及び日本労働組合総連合会長野県連合会（略称：連合長野）で構成します。
4. 本委員会の運営は、次の通りとします。
 - (1) 本委員会は、JAM甲信、自動車総連長野地協、基幹労連長野県本部、連合長野の各組織から選出された委員により構成し、運営します。
 - (2) 委員の互選により委員長を選出します。
 - (3) 事務局は、長野市県町532-3県労働会館内「連合長野」に置きます。
 - (4) 費用は発生の都度、分担し賄います。
5. その他必要な事項は、委員会において協議決定します。
6. 本要綱の施行は1990年 3月23日とします。

1997年	4月22日	一部改正
1999年10月	1日	一部改正
2000年10月	1日	一部改正
2009年	3月19日	一部改正
2025年	6月25日	一部改正

2026年 7月 30日

長野労働局長
木村 聡 殿長野市県町532-3 県労働会館3F
長野県各種商品小売業最低賃金対策委員会
委員長 岡 本 昌 也

申 出 書

最低賃金法第15条第1項の規定により、「長野県各種商品小売業」の最低賃金の改正決定を下記の通り申し出る。

記

1. 申し出る者が代表する基幹的労働者の範囲

長野県において、各種商品小売業を営む使用者に使用される労働者

産 業 分 類	使用者数	労働者数
I561 百貨店、総合スーパー		
I569 その他の各種商品小売業(従業者が常時50人未満のもの)		
計	58	4,159

※上記労働者数から、適用除外労働者を差し引いた適用労働者2,816名

2. 改正の決定を申し出る最低賃金の件名

長野県各種商品小売業最低賃金

3. 申出の内容

上記2の最低賃金の改正決定を求める。なお、最低賃金額は、最低賃金法第15条第2項に基づく最低賃金審議会の決定による。

4. 申出の理由

- (1) 申出産業においては、同種の基幹的労働者について、賃金格差が存在する等の事由により、事業の公正競争を確保する観点から、当該最低賃金の適用を受けるべき労働者の概ね3分の1以上の合意をもって、法定最低賃金(時間額1,061円)の改正決定を求めるものである。
- (2) 申出産業における最低賃金改正の必要性について、別紙の疎明資料によって明らかにする。

5. 添付書類

- (1) 総括
- (2) 労働協約の写し
- (3) 最低賃金の金額改正を求める決議書
- (4) 申請代表者に対する委任書
- (5) 最低賃金改正の必要性にかかわる疎明資料
- (6) 長野県各種商品小売業最低賃金対策委員会設置要綱



以 上

<添付書類>

総 括

1. 合意の効力の及ぶ長野県における各種商品小売業の労働者の範囲

総括表

合意のケース	合意の効力の及ぶ範囲	
	組合・事業所数	労働者数
労働協約	2組合	2,588人
機関決定	2組合・事業所	1,604人
個別同意署名	0事業所	0人
合 計	4組合・事業所	4,192人

(1) 賃金の最低額に関する協定の適用を受ける労働者の内訳

No.	労働組合名	適用労働者数
1	イオンリテールワーカーズユニオン	2,088人
2	全ユニー労組	500人
計	2組合	2,588人

(2) 改正決定が必要であると決議した労働組合の組合員数

No.	労働組合名	組合員数
1	西友労組	(1,513人)
3	ニシザワ労組	91人
計	2組合・事業所	(1,604人)

※西友労組の適用事業所は一部が対象となるが、把握が出来ておらず全組織人数を記載

改正決定が必要であると署名した事業所・企業の労働者数

No.	事業所名	労働者数
1		0人
計	0事業所	0人

「長野県各種商品小売業最低賃金」の改正申出にかかわる疎明資料

長野県各種商品小売業においては、賃金構造基本統計調査で規模・性間格差が明確になっています。本業種の公正競争を確保するためにも、基幹労働者に適用される本特定最低賃金を組織労働者の賃上げに見合って改正する必要があります。次のとおり資料を提出します。

記

1. 令和7年賃金構造基本統計調査(厚生労働省統計情報部編「賃金センサス」)より推計

(1) 卸売業・小売業(Ⅰ)、小売業(Ⅰ56～61)

		1,000人以上		100～999人		10～99人	
		時間あたり賃金	比率	時間あたり賃金	比率	時間あたり賃金	比率
卸売業 小売業	男	2,167円	100.0%	2,129円	98.2%	1,757円	81.1%
	女	1,610円	74.3%	1,489円	68.7%	1,334円	61.6%
小売業	男	1,937円	100.0%	2,085円	107.6%	1,675円	86.5%
	男 ～19歳	1,147円	59.2%	—	—	—	—
	男 20～24歳	1,640円	84.7%	1,366円	70.5%	1,211円	62.5%

比率欄の指数は、それぞれの業種規模1000人以上男性の時間あたり賃金を100とした比率
—の表示は労働者が極端に少なく表示するのに適当でないため

2. 2026年春季賃上げ妥結状況

(1) 長野県産業労働部労働雇用課調べ(公表:2026年7月24日・最終報)

	妥結組合数	妥結平均額	賃上率	昨年妥結額	賃上率
卸売業・小売業	12	12,544円	4.42%	10,580円	3.81%
全産業	183	11,445円	4.08%	10,420円	3.83%
300人未満	102	9,576円	3.68%	8,683円	3.41%
300人以上	55	13,001円	4.29%	11,775円	4.14%
1000人以上	26	15,486円	4.94%	14,681円	4.61%

(2) 連合長野調べ(2026年7月30日現在、非製造業・企業規模別集計)

	組合数	組合平均	組合員数	組合員平均	25年 最終妥結実績
非製造業計	53	11,030円	12,361人	12,773円	10,705円
内300人以上	21	12,543円	10,040人	13,223円	12,779円
内100人以上	14	11,359円	1,845人	11,432円	11,419円
内99人以下	18	9,003円	476人	8,494円	8,037円

長野県各種小売業最低賃金対策委員会設置要綱

1. 本委員会の名称は、長野県各種小売業最低賃金対策委員会とします。
2. 本委員会は、長野県における各種商品小売業の特定最低賃金に関する労働組合の共同の取り組みを行います。
3. 本委員会は、本委員会の主旨に賛同する関係産業別組織及び関係単位労働組合と日本労働組合総連合会長野県連合会（略称：連合長野）で構成します。
4. 本委員会の運営は、次の通りとします。
 - (1) 本委員会は、UA ゼンセン長野県支部、連合長野の各組織から選出された委員により構成し運営します。
 - (2) 委員の互選により委員長を選出します。
 - (3) 事務局は、長野市県町532-3県労働会館内「連合長野」に置きます。
 - (4) 費用は発生の都度、分担し賄います。
5. その他必要な事項は、委員会において協議決定します。
6. 本要綱の施行は1988年 6月24日とします。

1990年	3月23日	一部改正
1997年	4月22日	一部改正
2003年	3月23日	一部改正
2009年	3月19日	一部改正
2013年	3月25日	一部改正